医師会だより

第50号 令和5年3月22日

マイナンバーカードを用いた保険証資格確認

マイナンバーカードを保険証として使えます

令和5年4月1日から、療養担当規則が改正され、医療機関・保険薬局はオンライン資格確認システムの導入が原則義務付けされることになりました。これに伴い、一部の例外医療機関を除く全ての医療機関でマイナンバーカードを保険証として使えるようになります。

使い方は簡単

受付に設置された顔認証付きカードリーダー の前に立って、カードを置くだけです。後は機 械の指示に従い画面をタッチしてください。

- ① マイナンバーカードを置く
- ② 本人確認方法を選択(顔認証または暗証 番号入力)
- ③ 薬剤情報・特定健診情報等の閲覧同意を 選択
- ④ 限度額情報提供同意の選択
- ⑤ 終了

*窓口でマイナンバーカードの提示や預かりを要求されることはありません。

窓口負担金が安くなります

4月1日から12月30日まで、マイナンバーカードで受付を行えば窓口負担金が軽減されます。

	マイナ保険証	紙保険証
医療機関 初診	2点 (20円)	6点 (60円)
医療機関 再診	0 点	2点 (20円) 月に1回のみ
薬局	1 点(10 円) 6 か月ごと	4点(40円) 6か月ごと

看護師への復職を考えている方へ "あなたの笑顔が必要です!"

潜在看護師の復職支援研修を行っています。 大村市医師会にご相談ください。



メリット

上記以外にもいろんなメリットがあります。

- ・医療機関で過去に処方された薬や特定健診の 情報を見ることができる。
- ・高額療養費制度の限度額を超える場合、限度 額適用認定証がなくても免除される。
- ・転職、結婚、引っ越し時の切り替えがスムースになる。
- ・e-Tax に連携し確定申告が簡単になる。
- ・医療費通知情報を手に入れることができる。

保険証利用申し込みはいつでも・どこでも可能

保険証として利用するには申し込みが必要です。原則生涯1回のみです。

通常は、カードを申請する時点で申し込みが行われ、いつでも利用可能な状態となっています。申請時に申し込みを忘れていても、医療機関や薬局の窓口に設置してある顔認証付きカードリーダーでも行えますし、スマートフォン、パソコン、セブン銀行のATM等でも申し込み可能です。



∰【医心伝心】∰

桜咲く季節がやってきました。新年度に向けて、期待と不安が入り交じる季節でもあります。環境の変化で体調を崩すことがあるかもしれません。我々は医療を通じて新しい生活をサポートしていきます。

発行元: 大村市医師会 大村市本町 458-2-3F Tel: 0957-54-0151 ホームページにも掲載しています。